

## 電力広域的運営推進機関 評議員会（2025年度第3回）議事録

1. 日 時：2026年2月3日（火）13時～14時12分
2. 場 所：電力広域的運営推進機関 第一事務所会議室（対面・Webのハイブリッド会議）
3. 議 事
  - (1) 議決事項
    - 第1号議案 業務規程の一部変更について
    - 第2号議案 送配電等業務指針の一部変更について
    - 第3号議案 2026年度事業計画について
    - 第4号議案 2026年度予算について
  - (2) 報告事項
    1. 再エネ収支及び資金調達の状況について
    2. 活動状況報告（2025年4月～2025年9月）
4. 出席者
  - (1) 評議員（13名中9名出席）

山地議長、秋池評議員、江崎評議員、倉貫評議員、曾我評議員、原評議員、圓尾評議員、柳川評議員、山内評議員
  - (2) 電力広域的運営推進機関  
大山理事長、岸理事、土方理事、高野理事、田山理事、榎谷理事、赤松事務局長、山次総務部長、今井企画部長、小田需給計画部長、小林系統計画部長、松本運用部長、足田再生可能エネルギー・国際部長、西岡会計室長
5. 議事の経過およびその結果

（山次部長）

ただ今から、2025年度第3回評議員会を開会いたします。

今回も効率的な会議運営のため、対面とWebを組み合わせたハイブリッド会議といたしますので、どうぞよろしく願いいたします。Webでご出席いただいている評議員の皆さま、画像、音声に支障があるようでしたら、お申し出ください。それでは、開始いたします。

まず、定足数についてご説明いたします。本日は、総員13名中9名がご出席であり、議案について、議決願える定足数を満たしております。それでは、本日の議事等について確認させていただきます。資料は、事前にお送りしたとおりであり、議案は、議事次第に記載のとおりです。今回は、3名の方が対面でのご出席、6名の方がWebでのご出席となっています。

ご発言がある場合には、会場にて対面でご出席の方は、ご発声ください。また、Webでご出席の方は、挙手ボタンを押すか、ご発声をいただき、それぞれ意思表示をお願いいたします。議長から指名され、ご発言いただく際には、お名前をおっしゃったうえでご発言いただきますようお願いいたします。なお、Webでご出席の方は、マイク・ビデオ通話をオンにしてご発言いただきますようお願いいたします。ご発言が終わりましたら、マイクをミュートに戻していただくようお願いいたします。それでは、以降の議事は山地議長、どうぞよろしく願い

たします。

(山地議長)

山地でございます。本日も進行役を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。  
まず、議案の審議に先立ちまして、定款第52条に定める議事録署名人を指名いたします。  
倉貫評議員と圓尾評議員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(倉貫評議員、圓尾評議員)

承知いたしました。

(山地議長)

では、よろしくお願いいたします。それでは、議案の審議を始めます。  
本日は、議案4件、報告2件です。報告事項 最後の「活動状況報告」については、定例の報告  
ですので、従来同様に広域機関からの説明は、割愛します。資料をご覧になってご意見のある  
方はご発言をお願いいたします。議事進行について、今回の第1号議案と第2号議案は、関連  
する内容ですので、一括して広域機関より説明および審議を行ったあと、議決は1件ごとに行  
います。それでは、第1号議案「業務規程の一部変更について」、第2号議案「送配電等業務  
指針の一部変更について」広域機関より説明をお願いします。

(岸理事)

理事の岸でございます。2件を一括し、別紙 第1・2号議案の補足資料により概要を説明いた  
します。なお、2件ともに、本評議員会の後、理事会で議決し、来月の総会において、第1号  
の業務規程は「議決」、第2号の送配電等業務指針は「報告」を行い、併せて経済産業大臣へ認  
可を申請する予定です。

1ページ、変更案のポイントです。今回は大きく2点、1. 運用容量およびマージンの算出ス  
ケジュールに関するもの、2. 連系線利用登録に関する経過措置の終了に伴うもの、それから  
その他、いずれも本年4月の施行を予定しています。

3ページ、1つめ、連系線の「運用容量」および需給調整などのために予備枠として確保する  
「マージン」の算出スケジュールに関する規程変更です。中段に記載のとおり、「容量停止計画」  
の調整、これは容量市場の運用の一部で、落札電源の供給力に関して、実需給の2年前に、補  
修などのための停止時期について全体として安定供給等に支障がないよう調整するものです。  
もう1つは「作業停止計画」の調整で、こちらは実需給の2年前と1年前に、送配電を含む設  
備の作業停止の時期を調整する、容量市場導入前からある手続きです。この2つの調整は一体  
的に行うのが効率的であるため、1年前に規程変更をご審議いただき、同じ時期すなわち毎年  
8月から12月にかけて実際の調整を行うため、作業停止計画の調整時期を前倒しということ  
について2025年度から既に施行しています。一方で、連系線の運用容量およびマージンの  
算出も、これらに関連するため、同じ時期に調整することが効率的です。昨年段階では、別途  
の見直し作業があった関係でいったん見送りましたが、今回、運用容量およびマージン算出に  
ついては、2026年度以降、調整時期をこれらに合わせることにいたします。

それを図で示したものが、5ページです。下の赤色が容量停止計画であり、これと同時に調整  
するため、青色の作業停止計画の時期を昨年変更しました。今回は、緑色の運用容量・マージ  
ン算出についても調整作業の時期をこれらに合わせます。実質作業を同時に行い、正式な算  
出・公表時期は、現行の2月末日から1月末日へ前倒しすることとなります。以上が1点目  
です。

次は、8ページ、2. 連系線利用登録に関する経過措置の終了に伴う規定変更です。  
本件は、地域間を結ぶ連系線利用のルールに関するもので、かつては先着優先、すなわち既存  
の事業者・計画が優先だったところ、これを2018年10月から、間接オークション方式へ

制度が変更されました。間接オークションとは、※1の注釈のとおり、日本卸電力取引所（JEPX）で約定したものが連系線を利用できる方式です。コストの安い電源順、いわゆるメリットオーダーで連系線利用を割り当てる制度です。この先着優先から間接オークションに制度変更する際に、既存の事業者・計画への配慮として、期間限定の経過措置が設けられました。具体的には、2016年度利用計画として登録済の既存計画については、※2の注釈のとおり、市場分断、すなわち連系線の空き容量不足により、エリア間で値差が生じますが、その値差リスクのヘッジ、つまり値差発生に伴う売買当事者の損失や利益の事後精算を、最長10年限定で、JEPXが無償で提供する、というものです。なお、一般には、エリア間の値差リスクのヘッジについては、「間接送電権」という保険に類似した商品をJEPXが有償で発行しており、購入した事業者に対して値差を精算しています。こうした既存計画への経過措置が2026年3月31日をもって終了するため、当該経過措置を規定している附則を今回削除するものです。

その他の変更については、字句修正などですので説明は省略します。第1・2号議案の説明は以上です。よろしく申し上げます。

（山地議長）

第1号議案、第2号議案のご説明をしていただきました。今の説明について、ご意見ご質問がございましたら、ご発言の意思表示をお願いいたします。いかがでしょうか。

倉貫評議員、お願いします。

（倉貫評議員）

算出スケジュールの変更で、準備作業期間が短くなり調整期間が増えて長くなるわけですが、この運用には、どのような変化があるのか教えてください。

（山地議長）

他に関連する質問はございますか。特にないようですので、今の件について広域機関より願いたいいたします。

（岸理事）

ご質問、ありがとうございます。5ページの薄い緑色の準備作業が減ることも含めて、運用が大丈夫かというご質問かと思えます。この準備作業では、例えば、マージンや運用容量の算出に必要な諸元ですね、想定需要、或いはもし作業停止がなかったらどのような形となるかなど、そういった準備作業をしておりますけれども、検討の結果、この程度の時間で十分可能であろうということです。それからもう一つ、この8月から12月にその上で、この3色の実質調整をいたしまして、その結果、公式な算出公表が1月末に前倒しされることにより、ちょうど2月から3月にかけて、毎年度の供給計画を事業者様に出していただいて、3月末に、また次回の評議員会にてご審議いただく供給計画取りまとめを行います。その関係でも、運用容量とマージンを1月末の段階で出しておくというところが、事業者の計画をできる限り精緻にさせていただく、或いはその安定供給の確認をしっかりと行うという意味でもメリットがあると考えています。

（山地議長）

倉貫評議員いかがでしょうか。

（倉貫評議員）

はい。ありがとうございました。よくわかりました。

（山地議長）

他には、ご意見ご質問等はありませんでしょうか。では、確認ということのコメントでご対応いただきました。更にご意見はないようですね。それでは議案ごとの議決にまいりたいと思います。第1号議案「業務規程の一部変更について」原案どおりということによろしいでしょうか。

(評議員一同)  
異議ありません。

(山地議長)  
では、第1号議案は、原案どおりで議決いたします。  
続きまして、第2号議案「送配電等業務指針の一部変更について」原案どおりということによろしいでしょうか。

(評議員一同)  
異議ありません。

(山地議長)  
第2号議案も、原案どおりで議決いたします。  
それでは、次の議案の審議に移ります。第3号議案、第4号議案も関連する内容ですので、先程と同じように一括して説明および審議を行ったあと、一件ごとに議決をいたします。  
第3号議案「2026年度事業計画について」、第4号議案「2026年度予算について」、広域機関より説明をお願いします。

(岸理事)  
まず岸からは事業計画について、別紙、第3号議案 補足資料により説明します。なお、本体は縦紙で19ページです。本件および第4号の予算ともに、本評議員会の後、理事会、そして総会の議決を得て、経済産業大臣の認可を申請する予定です。

1ページ、2026年度の事業計画の全体構成としては、1. 供給力確保や需給管理の関連、2. ネットワーク関連、3. 再エネ関連、の通常の3本柱に加え、今回は、4. を加えております。国の審議会で引き続き審議中である新たな施策への対応について柱を設けて、現時点での頭出しをしています。その上で、これら業務を支える、5. のシステム、6. の体制整備、という基本構成となっております。

2ページ、3ページでは、参考までに、設立以降の本機関の業務追加、業務の複雑化・多様化についてのまとめですが説明は割愛し、以下主要テーマ毎にポイントをご説明します。

4ページ、供給力確保・需給管理のうち、1-1、中長期の需給動向の把握の関連です。  
次回3月末の評議員会でお諮りする2026年度の供給計画から、各月の電力需給の月間値については月前半・月後半に細分化して把握いたします。例えば、気温変化の大きい6月、9月などの端境期を含め、より詳細に需給バランスの把握評価を行ってまいります。左下のグラフは、2026年度供給計画の前提となる10年先までの電力需要で、1月21日に本機関が公表したものの一部です。データセンターや半導体工場の新増設の影響が大きく、データセンター事業者等の計画には一部で時期の後ろ倒しもみられる部分がありますが、引き続き需要の顕著な伸びを想定しています。3年度連続してこのような上昇傾向が顕著に出ています。  
右下は、昨年7月に初めて取りまとめた、2040年、2050年の将来の電力需給シナリオ関連です。現在、エリア別の検討を進めており、2026年度は、前提条件の変更有無の確認などのフォローアップや、長期的な調整力確保状況の確認などを行い、適切な活用も促してまいります。

5ページ、供給力の確保促進の取り組みです。まず、容量市場について、4年後に向けたメイ

ンオークション、1年前の追加オークション、実需給などの各種業務が毎年度発生するほかに、本年度末に取りまとめ予定の「包括的検証」を踏まえた、制度設計や業務設計の必要に応じた見直しを2026年度予定しています。2023年度から開始した長期脱炭素電源オークションは、2027年度から実需給の制度適用期間が始まります。このオークション固有の細やかな対応も必要となるため、準備を着実に進めます。予備電源制度は、本年度が2回目の募集で応札内容の審査中、来年度は3回目となります。このほか、国の審議会等の議論も踏まえ、電源の休廃止、補修停止なども受けた供給力確保上の課題に関し、必要に応じ更なる検討を行います。

7ページ、調整力確保や短期の需給監視・安定供給確保です。需給調整市場では、2026年度から調整力の週間取引が、すべて前日取引に統一されます。もともとあった募集量未達等の課題について動向を注視しつつ、必要な追加検討を行います。需給調整市場と卸取引市場を同時最適化する同時市場については、昨年9月に検討会の第二次中間取りまとめを行いました。これを受けて、より詳細な制度設計・業務設計等の検討や、将来のシステム開発に資する予備的な調査・検討を進めていく予定です。一方で、足下の需給対応について、夏冬の需給検証、モニタリング、広域予備率低下時の供給力提供通知の発出などにより、安定供給確保に万全を期してまいりたいと考えております。

8ページ、次世代電力ネットワーク関連です。2026年度は特に、北海道本州間の日本海ルートについて、広域系統整備計画の策定に向けた検討を引き続き進めます。また、第3次広域系統長期方針の策定に向け、連系線増強のみならず既設連系線の更新や地内基幹系統の整備なども課題となっており、それらも視野に入れ、何をどう見直すべきか検討してまいります。また、現在、広域系統整備に係るコスト検証等に関するガイドラインを、工事費だけでなく維持運用費も対象に、本年度末に取りまとめる予定です。2026年度はそれを実運用に移し、インフレなど諸般の事情によりコスト増加が生じた場合の評価や検証など、適切に対応してまいります。

10ページ、再エネの適切な導入促進です。FIT、FIP交付金業務など2022年度から行っている実務において、新たな制度改正にもしっかりと対応します。廃棄等費用積立制度は、現在は太陽光発電のみが対象ですが、2027年度から風力が対象追加される予定であり、その準備を進めます。再エネの地域との共生が、ますます重要となっておりますので、違反事業者に対して交付金交付を留保し、交付金相当額を積立させる制度は2024年度から始まっており、国と連携して適正に運用します。後ほど現状報告がありますが、再エネ勘定の一時的な資金不足について、引き続き収支管理や資金調達を適切に行います。

11ページは、今年特別に入れたスライドです。国の審議会で審議中の制度改正に伴う新たな対応に関し、本機関にもかなり影響が出てくると予測されますので、現状示されているものを芽出ししております。国においては、本年の国会において必要な法改正が審議される予定と聞いております。そうしたことも念頭に、本機関では、国の財政投融资資金を活用した電源や系統への投資に対する貸付け業務、右側の地内系統の計画的な整備ではデータセンターの立地等、大変重要なため、前倒しで整備していこうという議論もあり、一般送配電事業者への計画の確認と支援などの業務を新たに担うことを想定しております。制度や業務設計の具体化や更なる体制整備が不可欠となるため、国と連携して実務的検討も進めており、今後どこかで改めてしかるべくお諮りしたいと考えております。

12ページ、システムの整備・安定運用です。各種システムの改良、確実な維持運用、24時間365日止められないものも多くありますので、セキュリティ対策の一層の強化など、中長期も見据えつつ引き続き計画的に取り組んでまいります。

13ページ、事業を支える基盤のうち、組織運営・ガバナンスの強化の関係です。さまざまな環境変化を踏まえ、本機関の使命、この会場の掲示にもありますが、共通の価値

観、運営理念「日本の電力の今を支え、未来を切り開く」というこういったことをしっかりと守りつつ、先を見ながら新たな体制整備に努め、中立・公平で効果的・効率的な運営に役職員一同取り組んでまいります。2021年に策定した組織体制のアクションプランで、組織や人材の取組方針を定め、運営委員会や国の広域機関検証ワーキングでフォローアップしてきておりますが、昨今の状況を踏まえた見直しも検討します。2024年度決算から外部の監査法人による会計監査の導入も踏まえ、3種類の監査を含め、このほかには国の認可、各種委員会、この評議員会による、本機関の多層的なガバナンス構造の実効確保に常に留意しつつ、健全かつ持続的な経営・運営を確保してまいります。

14ページ以下は、人材確保・育成です。

拡大し、複雑・多様化する業務に対応するため、業務の効率化は一方で検討しつつも、人材確保・育成を一層強化する必要があります。とりわけ設立10年で3割を超えたプロパー職員については、専門性の高い人材や若手等を重点的に確保・育成します。一方、業務が拡大する中で、実務知識の即戦力としての出向者の一定の確保も必要です。そうした中、この評議員会でもいろいろとご意見をいただいておりますし、国の広域機関検証ワーキンググループや、運営委員会からも、必要な人材の獲得・維持の必要から、設立時に整理された国家公務員並みの給与水準、ということに必ずしもとらわれない適切な処遇確保の必要性についてご指摘いただいております。適切な人事評価とメリハリなどを前提に、必要な透明性・説明性を確保しつつ、適切かつ可能で、急ぎ対応を要するものから段階的に処遇改善の検討を行い、実施に移してまいります。

15ページは、情報収集・発信の強化です。昨年11月に広く会員等のご意見も取り入れる形でウェブサイトのリニューアルし、各方面からそれなりに好評をいただいております。一般向けも含め、電力需給や本機関の取り組み等についてより分かりやすく、探しやすく、伝わりやすい情報発信という面ではまだまだ工夫の余地があるところ、一層力を入れてまいります。事業計画の説明は以上です。予算は、榊谷から説明いたします。

(榊谷理事)

続きまして、第4号議案「2026年度予算について」、榊谷よりご説明いたします。

別紙のPPT形式の補足資料にてご説明申し上げます。

まず1ページ目が概要です。

青色、2026年度の支出予算は、全体で912億円と、2025年度予算と比べて282億円の増となります。この一番大きな要因は、非化石証書の売却収入を預り納付金等へ繰り入れたためですが、次ページ以降で項目別の主な増減要因についてご説明します。

2ページをご覧ください。上段が人件費で、前年度比5億円増の35億円となります。主な要因は、追加事業による職員数の増と、例年の人事院勧告に準拠した水準改定を織り込んだことによるものです。次に、下段の固定資産関係費は、前年度比22億円増の90億円となります。主な要因は、広域機関システム関連で前年度比20億円の増、その他容量市場システム関連で4億円、再エネシステム関連で3億円の増をそれぞれ見込んでおります。

続いて3ページをご覧ください。上段の運営費は、前年度比14億円増の79億円となります。OAシステム関連のうち5億円は、固定資産関係費からの費目変更によるもので、残りは広域機関システムや容量市場システムの他、同時市場関連の調査委託費を計上しております。なお、再エネ業務関連費用の1億円の減は、資金調達予定の見込額が前年比減となることによるものです。また、下段の租税公課は、前年度比17億円減の40億円となります。これは、非化石証書の売却収入の増により消費税の支払いが前年度比19億円の増となった一方、容量市場関連で同じく36億円程の減となったことによるものです。

続いて4ページです。上段の支払利息は、表のとおり2026年度の調達予定額が前年度比減と見込んでいるため、25億円減の45億円を見込んでおります。その他、支出額の3%を計

上することとしている予備費は、予算増に伴い1億円ほど増加しております。

5ページが、預り納付金等繰入についてです。預り納付金等繰入は617億円と、前年度比283億円の増となります。内訳は、非化石証書売却収入で198億円の増、容量市場確保金に係る経済的ペナルティの精算にともなう消費税還付金で70億円の増、そして値差収益の運用益収入による受取利息で15億円の増となります。

6ページが、債務を負担する行為です。2026年度に、新規に発生する債務負担行為はこの表のとおりで、システム開発等に係る経費で80億円、保守管理運營業務等に係る経費で35億円、計115億円を計上しております。

続いて7ページは、設立当初からの予算額の推移を示しております。

ご覧のとおり、広域機関の業務拡大に伴い、予算支出も年々増加していますが、予算執行にあたりましては、これまで以上の効率的な執行に努めつつ、毎年度、経済産業大臣の認可を経た上で、必要となる予算を確保してまいる所存です。

最後の8ページは参考資料ですが、1ページ目の預り納付金等繰入以外の支出項目を広域機関の業務区分毎に集計したものです。時計回り順に、広域機関システム関連で87億円、容量市場と長期脱炭素市場関連で33億円、再エネ関連で91億円などとなっております。第4号議案の説明は以上です。

(山地議長)

第3号議案と第4号議案について、ご説明いただきました。ご質問ご意見等ございましたらお受けいたします。発言ご希望の方、意志表示をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。江崎評議員、お願いします。

(江崎評議員)

事業計画の方で、広域機関のサイバーセキュリティをしっかりとやるということをお話いただきましたが、改めてぜひ、重要な機関ですのでセキュリティに関しては、最新の措置をしていただきたいと思います。それと加えて随分前より、広域機関の会員の皆様、つまり一般送配電事業者、発電事業者、アグリゲーター、小売電気事業者へのサイバーセキュリティの周知やリーダーシップを広域機関自体が行い、しっかり取り組んでいただくという活動をお願いしております。例えば、昨年度からは、リスク点検ツールを広域機関で作ったものを会員各社の方にお使いいただくというような活動を、資源エネルギー庁等と連携してやっていたということも、資源エネルギー庁の方から報告を受けたりしております。

引き続き、サイバーセキュリティ、非常に電力システムの重要度は、ますます国民からも認識が高まっている状況ですので、電力業界を束ねている広域機関としての見本と会員への様々なツールの提供や周知を緩めずに、より強化していただければというふうに思います。

(山地議長)

江崎評議員より、サイバーセキュリティに関するコメントがございました。これに関連するご発言はございますか。無いようですので、広域機関より対応をお願いいたします。

(岸理事)

江崎評議員、ご発言と毎度アドバイスやご指導をいただき、ありがとうございます。

まさに、ご指摘いただいたとおり、サイバーセキュリティは、国を挙げて、世界的にもますます重要になってまいりますし、それから昨今は、我が国、官公庁も企業も含め、攻撃を受けて、かなりの期間、業務が停止したというようなことも報道されております。電力のサイバーセキュリティの情報シェアの集まりもあり、そこから情報入手をしたり、新しい情報についてのアンテナを私どもとしても立てております。広域機関自身のシステムのサイバーセキュリティを高めるとともに、ご指摘いただきました会員企業の皆様のサイバーセキュリティの取り組

みを支援する、高めるための支援というところで、会員向けの自己点検を活用しながら国と連携して取り組んでいる部分もあります。そのあたりもより改善する余地、或いは実効性を高める余地があれば、今後も工夫して参りたいと考えております。システム面と、やはり人が関わる部分もありますので、そこも合わせ両面から取り組んでいくことが大変重要ではないかと考えています。

(山地議長)

江崎評議員よろしいでしょうか。

(江崎評議員)

はい、どうぞよろしく願いいたします。

(山地議長)

挙手いただき、お待たせいたしました。曾我評議員お願いします。

(曾我評議員)

第3号議案資料11ページのファイナンス支援の制度改正というところで、ひと言だけ申し上げたいと思います。私自身、日常の業務として、電力関連のプロジェクトに対するプロジェクトファイナンス業務などを対応している弁護士です。今般、広域機関で、ファイナンス支援等を行うという新しい業務が追加されるご予定で、ファイナンス支援等の制度改正をふまえたご説明を理解いたしました。

こういったファイナンスを行うにあたりましては、貸付の判断や与信管理、場合によっては債権回収といった対応も必要になりますところ、貸付にあたってプロジェクトを熟知、熟慮した上で、貸付に適しているかどうかという、そういった高度な専門性のあるご判断をされるとともに、ファイナンスに関する固有の知識等も必要になり、広域機関のこれまでの業務とは異なった対応が必要になると認識しております。

そういった中で、特に人材や体制整備が非常に重要になってくるかと存じますので、この点につきましては、銀行における取り組みなども参考にしながら、丁寧に慎重にご対応いただく必要があるかと思ひまして、そのあたりを念のために申しあげたく、もうすでに綿密にご検討いただいていると思ひますが、念のため発言をさせていただきました次第です。よろしく願いいたします。

(山地議長)

はい。ありがとうございます。重要なポイントだと思います。電源・系統のファイナンスについて、ご発言ご希望があればお願いします。はい、圓尾評議員お願いします。

(圓尾評議員)

私も、この11ページ左下のイメージ図を拝見して、融資の申請が行われた時、融資をしないのジャッジを広域機関で行うとすると、ものすごい専門性と人員を揃えなくてはならないと思うのですが、この図を見ると、その申請は経済産業大臣の方にそのまま投げて、あくまで判断は経済産業大臣が行い、その結果のお金の出入りを管理する役割を広域機関が担う、とも読めます。新たな、具体的な役割が広域機関に増えるのかを今ひとつクリアにしていなければ、どういう人材を追加的に確保すべきかが明確になると思ひましてお伺いします。

(山地議長)

他に関連する質問やご意見はありますか。よろしいですか。この段階で広域機関よりご対応お願いします。

(岸理事)

岸よりご説明いたします。本件については、まだ国の方で、法律も詳細な制度運用についてもまだ議論中のものです。ご指摘いただいたような点は極めて重要ですし、それから本機関も責

任持って引き受ける上では、非常に重くデリケートな部分もかなり含んでいると考えておりますので、国とも実務的な検討を並行して進めている、いま途上にあります。

その上で、圓尾評議員からもご指摘ございましたように、ひとつは、財政投融资を活用した、電気事業者様への電源や系統の融資という部分については、国の方では、量的補完であると、いわゆるそのリスクマネーの供給というよりは、あくまでも量的補完であるという整理がされています。詳細は未定ですが、まず裸で本機関がやるやらない、できるできない、と検討するというのではなくて、まず国の方で何がしかの基準や判断があり、それに基づき行う。計画の認定というやり方もあると聞いております。そうしたところで、非常に長期大型で、これは国としても重要であるなど、何らか絞り込む、そのあたりの要件設定や国による前さばきが、本機関が引き受ける上での前提となると考えています。

本機関も、銀行のような金融業務をやることを想定して10年前に創立したわけではないので、そういう意味でかなり異質となる、本格的な政策的金融機関のような業務ができるわけではないと考えています。ただ融資する以上は、やはり貸付にあたり、審査・与信管理・債権回収というものが必要になり、他方で、私どもの人材を殆どないところから金融関係について構築しなければいけません。それから様々な事業を行っておりますので、財務に影響が出てもしけませんし、説明責任についても、本機関だけで達成できるものではなく、国とも責任等についてしっかり分担しながらやっていかなければいけない、と考えております。

この財政投融资を活用した融資は先ほど申し上げたように、量的補完ということでございまして、民間よりぐっと前に出て、大きな質的なリスクを取りに行くものではございません。民間とのいわゆる協調融資、民間に劣後しない形での協調融資で、現在の国の議論では7対3、民が7、広域機関が3といったイメージも議論されております。そうしたリスクシェアの観点、或いはあくまでも民業補完であるといったような観点があります。それから、この貸付制度の対象となる案件として議論されていますのは、例えば、長期脱炭素電源オークションを落札した電源というように、ある程度投資回収が、完全な保証ではなくとも、相当蓋然性が高いもの。その上で、国の方で、さらなる入口段階での絞り込みというのを何らか行って、ということですが、つまり大変危ない案件について、広域機関で貸せるか貸せないかを判断するというのではなく、ある程度、やはり制度として、或いは国の関与として、絞ることを前提としながら、私どもでやるべきことについて、無理のない形で、実務が組めるように水面下で調整をしています。

それからもう1つは、財政投融资ではありませんが、劣後ローンを、これは電源については想定してございませんけれども、一般送配電事業者の系統の方に提供するというようなテーマがあります。実は、少し細かくなって恐縮ですが、2024年度から施行された法律改正で、広域系統の整備については、劣後ローンを提供するという制度がすでに導入されています。具体的な案件はまだこれからですが、そのリスクをどう取れるのかについて、種あかしのようなことを申し上げますと、もともと交付金としてJEPX（日本卸電力取引所）にたまる値差収益があり、それを広域系統整備に充てるという交付金の仕組み、つまり「あげ切り」のお金があり、その一部を劣後ローンに回す。つまり、もともとあげる予定だったお金を、劣後ローンに回す対応も取り得る、としたものです。

今後、国の議論では、広域系統だけではなく、データセンター対応などの地内系統にも、何がしかの別途のお金も含めて持ってきて、そのような劣後ローンもできないか、という検討も始まっているようでございます。もしそれも広域機関が引き受けるとするならば、そのような、もともと渡す予定の、そういう意味ではリアルな財源、真水の範囲で、劣後ローンを出すという構成になると考えております。

以上細かく申しあげましたが、本機関として対応可能な範囲で、それからそうは言っても、しっかりと銀行の経験者も含めて、体制整備なりガバナンスなりを適切に構築しながら、これを受けていく、ということで検討を進めております。

（山地議長）

丁寧なご説明をありがとうございました。いまの説明を受けて、ご発言ご希望ありますか。圓尾評議員、曾我評議員よろしいでしょうか。

(圓尾評議員) 私は大丈夫です、ありがとうございました。

(曾我評議員) ありがとうございます。理解が進みました。

(山地議長) 他にご意見ご質問はありますか。はい、秋池評議員お願いします。

(秋池評議員)

2点ございまして、第3号議案補足資料8ページの次世代電力ネットワークで、広域機関が非常に大きな重いお役目としてこの検討を進めておられるというものですけれども、エネルギー基本計画の見直しがあったり或いは風力というものが、なかなか世界的にも難しい事業になってきたというようなことがございまして、一方、非常に長い時間をかけて形成していかなければならないものであるというところの、このバランスや見直しをどのように行っているのかというのが1点と、それからもうひとつ10ページで、この再エネについても、少し先ほどの11ページの話と似ているのかもしれませんが、これは廃棄の積立金を、広域機関がある程度積み立てを受けるといような形に、この図から見えるのですが、業者さんの数も非常に多いという中で、これもお手間にかかる仕事かと思いますが、どういった形で取り組もうとしておられるのか、また、ここは幾らかただの質問になってしまうのですが、風力の積み立ては2027年から実施するというので、それ以前の部分というものは一旦置いておいて、2027年以降の実施を請負うということで理解すればよろしいのでしょうか。

(山地議長)

秋池評議員より次世代電力ネットワークの件と再エネに関する廃棄積立費用のコメントとご質問がございましたが、他の委員で関連するご発言ご希望がございましたらお受けしますが、よろしいですか。では、広域機関よりご対応をお願いします。

(岸理事)

ご質問に対しては、高野理事と榎谷理事の方から、ネットワーク関係と風力や再エネの積立ての件もありましたので、それぞれお願いできますか。

(高野理事)

系統計画を管掌しております高野からネットワーク関係についてお答えします。現在、ご指摘いただきましたように、第7次エネルギー基本計画での状況変化や諸元の変更、またその他にも需要や電源の状況について足下に変化が生じていることを受け、現行の第2次広域系統長期方針で示したマスタープランについて、これらの足下の状況等々を踏まえてのレビューに着手しております。まずは、このレビューにより足下の状況変化による影響を確認した上で、その影響などを踏まえながら、次期の広域系統長期方針マスタープランの策定の必要性を見極め、内容について検討を進めてまいりたいと考えています。

(榎谷理事)

廃棄等費用積立制度についてです。この制度は、現在、太陽光発電設備を対象に適用されている制度です。FIT制度は2012年に始まり、20年の支援期間が終了する2032年ごろから廃棄される施設が急増すると予想されております。この対象となる設備は何十万単位とかなりの数がありまして、基本的には広域機関に積み立ててもらった費用を廃棄するときに充てる仕組みになっていますが、現時点で積立費用の取戻に必要となるシステム登録ができていない事業者はその一部です。実際に取戻しが始まるのはまだ先ですが、その準備を今後検討する必要があります。風力に関しては、2027年から対象となりますが、今後どういう量の積み立てをしていくとか制度設計も含め進めていくこととなります。

(岸理事)

ただ今の説明で尽きておりますが、少し補足いたします。

まず、高野理事から説明ありましたとおり、マスタープランのようなものをどう見直していく

かという中で、いろいろな課題を考えております。丁寧に整理しながら、仮定を置きすぎたもので作った方がいいのかどうか。ネットワークと風力との関係では、風力発電もどういうスピードで、これからまた再度立ち上がっていくのか、非常に微妙になっています。系統と電源とは相互に関連しますが、これまでのマスタープランは、電源は基本計画に書いてあるところを所与として、作ってきたというのが実態です。そのあたり電源との関係性をどのように考えるか、といった大きなテーマです。或いは、費用便益評価に一定の限界もあるところ、どこまで定量的に取り込めるのかといった課題もあります。それから先ほども触れましたが、新しく新增設をするところだけではなくて、既設の連系線についてそろそろ更新の期間がきてるとか、広域系統整備における連系線と地内の基幹送電線との関係性とか、これまでもある程度議論してきたが、その辺りもう一段深く考えなければならない。それら課題も含め、トータルな視点で、ただ何でもかんでも取り組むわけにもいきませんので、現実的に考えていかなければと思っております。

それから、榎谷理事の風力の積み立ても説明のとおりでございまして、基本的には積み立ての制度は、今の太陽光でも、例えばFITが20年間あると後半の10年で積み立てる、というのが制度になっております。風力についてどうするかの詳細はまだ完全に固まっておりますが、おそらく足下ですぐに積み立てというよりは、殆どの案件では、もう少し先になってから積み立てとなるかと思っております。その手前のところでしっかりシステム等に落とし込んでおかなければいけませんので、先を見て対応を早めに進めたいと思っております。

(山地議長) よろしいでしょうか。

(秋池 評議員) ありがとうございます、結構です。

(山地議長)

電力ネットワークについては、これは広域機関だけで出来ると思わないけれど、風力のこともさることながら、今ワットビット連携という話が進んでいますよね。だから、情報で送るということもあるので、そうすると、広域機関の範囲から外れていく可能性はあるのですが、少し広めに考えていくことも念頭に置いていただければと思います。私からのコメントです。他にご希望ありますか。よろしいですか。それでは、いろいろ貴重なコメントをいただいて、広域機関からも適切に対応いただきました。議決に移りたいと思います。

まず3号議案「2026年度事業計画について」、原案どおりにてよろしいでしょうか。

(評議員一同)

異議ありません。

(山地議長)

特にご反対がないようですので、第3号議案、原案どおりの議決をいたします。

続きまして第4号議案「2026年度予算について」原案どおりにてよろしいでしょうか。

(評議員一同)

異議ありません。

(山地議長)

こちらにも異議なしということですので、第4号議案も原案どおりの議決といたします。

あとは報告事項が2件、最後の報告事項2の説明は、特になしとのことですので、報告事項1「再エネ収支及び資金調達の状況について」説明をお願いします。

(榎谷理事)

榎谷よりご説明いたします。報告事項1の別紙、補足資料をご覧ください。

1ページです。本件は、従前よりご報告しております、いわゆる「再エネ勘定」の直近の資金収支の状況報告となります。ここでいう「再エネ勘定」は、電気事業法第28条の40第1項第8号の2に掲げられている4つの勘定、すなわちFIT業務、FIP業務、系統および特定

系統設置交付金交付業務、納付金徴収業務を指しています。

2 ページ、こちらが納付金と交付金の状況です。

この表は、2023年4月以降の毎月の納付金納付額と、FIT・FIP交付金の交付額の推移を月単位で示しています。再エネ勘定は複数年で収支相償となる仕組みですが、2023年7月以降、交付金が納付金を上回る状況が発生したため、資金調達を実施いたしました。なお、2024年7月以降は、賦課金単価が引き上げられたことから収支は改善傾向にあります。

それでは、納付金と交付金について、それぞれご説明いたします。

3 ページが、納付金の推移になります。納付金の変動の主な要因は賦課金単価の動向です。この賦課金単価は、原則、翌々年度末までに収支が相償するよう再エネ特措法の規定に基づき定められます。2023年度、賦課金単価が前年比下がったため納付金収入が減少しましたが、2024年度以降は賦課金単価が元に戻ったことで、納付金収入は改善傾向にあります。

次に4 ページが、交付金の推移です。

交付金の算定式は、表の下の参考のところに記載のとおりです。

交付金の算定に一番大きく影響するのは、回避可能費用で、これは市場が上がりれば増加し、下がれば低下するという関係にあります。グラフをご覧くださいますと、2022年度に市場価格が高騰した結果、回避可能費用が増加、FIT交付金は減少しましたが、2023年度以降、市場が落ち着きを取り戻し回避可能費用が低下し、FIT交付金は増加しました。

5 ページです。ここまでご説明した背景により、2024年度以降、再エネ勘定の収支は悪化しました。そのため本機関では、その資金不足に備えるため、政府保証を活用した銀行借入を合わせて4回、計1兆3,500億円実施しました。各回の借入内容は表のとおりで、2024年8月と2025年8月の2回の入札では、応札者数の増加による金利低減を目的に、いわゆるアレンジ方式を活用し、幅広い金融機関の参加を得つつ、より競争原理を働かせた資金調達を実施しております。なお、2025年度は資金繰りの目途が立っておりますので、追加の資金調達は行わない見込みです。

6 ページをご覧ください。以上ご説明した資金調達などにより、再エネ収支は改善傾向にあります。今後について、正確に見通すことは困難ですが、引き続き市場動向を注視しながら、確実な資金管理に努めてまいります。そして資金調達の際は、需要家負担を少しでも軽減させるべく、銀行借入れに加え、政府保証債など多様な資金調達方法を検討いたします。

7 ページ以降は参考資料ですので、ご説明は割愛します。以上です。

(山地議長)

では、今の説明について、ご意見やご質問ございましたら発言の意思表示をお願いします。いかがでしょうか。オンラインの方からも手が挙がっておりませんので、特にご発言ご希望なしということでもよろしいでしょうか。それでは、報告事項1については以上といたします。あらかじめ申し上げましたとおり、2件目の定例報告については説明を行わないということですが、活動状況報告について、何かご発言ご希望がございましたら意思表示いただけたらと思います。いかがでしょうか。こちらも特にご意見ご質問等なしということで、以上をもって報告事項2についても終了したいと思います。

以上が本日の議案と報告です。その他、特段のご意見ということがありましたら、ご発言をいただいても結構です、何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、事務局の方から何か連絡事項等ございますか。

(山次部長)

はい。事務局でございます。ありがとうございます。次回は第4回となります、3月27日

金曜日15時30分から開催いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。詳細は、改めてご案内いたします。

(山地議長)

はい、次回は3月27日ということです。それでは、閉会の前に大山理事長からひと言お願ひいたします。

(大山理事長)

大山でございます。本日は、ハイブリッド開催ということでしたが、3名の方に対面でご出席いただきました。活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

広域機関の業務は、いつも申しあげているとおりですが、増える一方でございます。第3号議案の事業計画の中にも、定例となっている業務が増え続けているという図が入っていたかと思いますが、発足以来増加する一方という状況です。今後も国の審議会で、今日も話題になりました、ファイナンス業務といったことについても審議されているなど、これまでと異なる業務が増えることが予想されております。こういった増える業務に対して、しっかり体制を整えて対応していく必要があると思っております。また需要の増加予想に対して、供給力が不足になるという問題も顕在化してきているかと思っております。その対応も重要だと考えております。

ただ、広域機関だけでできることは限られているとは思うのですけれども、知恵を出していきたいというふうに考えております。

評議員の皆様には、今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(山地議長)

ありがとうございました。以上をもちまして、今回の評議員会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長および評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 山地 憲治

評議員 倉貫 浩一

評議員 圓尾 雅則